

議会報告会

と き 平成24年5月28日(月)
午後7時～

ところ 針生青少年旅行村中央管理棟

- | | |
|-----------|-------------------|
| 1. 開会あいさつ | 行政区の代表者
議員の代表者 |
| 2. 出席議員紹介 | |
| 3. 開催趣旨説明 | |
| 4. 議会報告 | |
| 5. 質疑応答 | |
| 6. 意見・提言等 | |
| 7. 閉会あいさつ | 議員の代表者 |

針生区・南会津町議会

本日の出席議員 C班

	議員氏名	出身地	所属委員会	各種委員等
1	くすのき まさつぐ 楠 正次	館岩：戸中	総務委員会 議会広報委員会	広域市町村圏組合議員
2	はがぬまじゅんいち 芳賀沼順一	田島：上塩江	総務委員会	広域市町村圏組合議員
3	やまうち ただし ○山内 政	伊南：古町	産業建設委員会 議会運営委員会	広域市町村圏組合議員 都市計画審議会
4	ゆた さとし 湯田 哲	田島：針生	産業建設委員会 議会広報委員会 議会運営委員会	
5	おおたけ こういち 大竹 幸一	田島：下塩江	文教厚生委員会 議会運営委員会	都市計画審議会
6	ゆた りょういち 湯田 良一	田島：田部	文教厚生委員会 議会広報委員会	民生委員推薦会

報告会の開催趣旨

「地方のことは地方で」という地方分権が進む今、より効率的な行財政運営が求められています。このような中、住民に信頼され民主的なまちづくりを実現するためには、行政と町民との連携がますます重要になってきます。また、これまで以上に地方自治体の自己決定、自己責任が強く求められています。

さらに、我々地方議会の役割は、これまでの審議機能や監視機能の一層の充実に加えて、対案の提出も含めた政策形成機能の充実などが必要とされております。

一方、広大な地域を有する我が町では、4地域の伝統や文化を大事にし、地域の特性を最大限活用した均衡ある発展と住民相互の融和を図り、「互いを思いやり、人と自然がやさしさに包まれた安心と信頼のまちづくり」を目指すには、いかに町民の声を町政に反映していくか。その活動いかんによっては、議会の存在価値が問われることとなります。

本町議会では、平成22年第3回定例会において、町民とともに歩む闊達な議会を目指し「南会津町議会基本条例」を制定しました。町民の代表機関として、議会・委員会活動の状況や町政の情報などを地域の方々に報告・説明し、議会活動と町政に対するご意見などを聴く機会として議会報告会を開催しています。

I. 議会の報告 [24年3月議会定例会]

1. 主な審議議案

議案第5号 南会津町暴力団排除条例（施行日：平成24年4月1日）

平成23年7月1日に福島県暴力団排除条例が施行されたことを受け、県内自治体においても当該条例の制定について、福島県警察本部及び南会津警察署より要請があったことから、本条例を制定するものです。

〈主な内容〉

◎暴力団の排除に関し、町の責務、町民等の責務、暴力団事務所の撤去の促進等について、規定されています。

議案第6号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（施行日：平成24年4月1日）

非常勤特別職について次のとおり改正するものです。

〈主な改正内容〉

◎いきいき健康農業推進員等…有機性資源を活用した営農指導に特化しているため、特定の団体等に対する支援に限られてしまい、通年で委嘱する業務量がないため廃止するものです。

◎地籍調査専門員…町内の地籍調査事業の進捗率が低いことから、今後も長期計画に基づき継続して進めていく必要があり、事業の円滑かつ迅速な推進を図るため新設するものです。

◎保健協力員…報酬の公平性に配慮するため担当する世帯数により基本額を見直すものです。

◎体育指導委員…スポーツ基本法の改正に伴い、体育指導委員をスポーツ推進委員に名称を変更するものです。

◎町史編さん調査研究員…伊南村史編さん業務が平成23年度で完了するため廃止するものです。

◎消防団…県内他町村に比べ低水準となっていた消防団の年額報酬を増額し、団員の消防活動の意欲を向上させるものです。

議案第7号 南会津町税条例の一部を改正する条例（施行日：公布の日等）

地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第115号）及び東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）等関係法令が平成23年12月2日に公布されたこと、更に地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第120号）等関係法令が平成23年12月14日公布されたことに伴い、南会津町税条例の一部を改正するものです。

〈主な改正内容〉

◎寄附金税額控除対象の社会福祉法人を個別に指定するものです。

◎東日本大震災に係る雑損控除額等の特例として、東日本大震災により住宅や家財等に損害を受けた方は、選択により平成22年度分の損失として雑損控除を受けることができることに改正するものです。

◎たばこ税を平成25年4月1日から旧3級品以外が1,000本につき4,618円を5,262円に、旧3級品が1,000本につき2,190円を2,495円に改正するものです。

◎個人町民税に係る均等割の税率を平成26年度から平成35年度までの各年度の個人の町民税に限り、500円加算した額となり現行3,000円を3,500円に改正するものです。

議案第8号 南会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例（施行日：平成24年4月1日）

自治体が徴する手数料については、特定の者に提供する役務の対価としてその費用を賄うため、法令に定められている手数料以外は自治体ごとに料金を定めております。

南会津郡内においては、平成8年に同水準として調整したところでありますが、会津管内他町村との比較やその後の事務経費の変動等を検証し、住民基本台帳及び税に関する手数料のうち利用頻度が比較的高い各種証明手数料について、平成24年4月1日より値下げを行うものです。

〈主な内容〉

◎

事項	改正前	改正後
住民票	350円	300円
印鑑登録証明書	350円	300円
納税証明書	350円	300円
公簿（資産名寄台帳）謄本 または抄本	550円	500円

議案第9号 南会津町立小学校、中学校及び幼稚園条例の一部を改正する条例

（施行日：平成24年4月1日、平成25年4月1日）

平成24年4月開校予定の南郷小学校の位置（地番）が過去に合筆により地番変更となっていることが半明したため、所要の改正を行うものです。（第1条関係）

平成25年4月1日統合を予定しております檜沢小学校と針生小学校の新しい学校名について、檜沢地区小学校統合委員会において、「檜沢小学校」を候補として選定し、平成23年第5回南会津町教育委員会定例会において承認を得たため、所要の改正を行うものです。（第2条関係）

〈主な内容〉

◎南郷小学校の位置（番地）を正しく修正します。

◎針生小学校が条例から削除されます。

議案第10号 南会津町町民プール条例の一部を改正する条例（施行日：平成24年4月1日）

南会津町南郷町民プールは昭和49年に南郷第二小学校の敷地内に設置され、学区内の児童等が利用していましたが、近年は施設の老朽化による漏水等が頻繁となり、維持費が高む状況にありました。小学校の統合によって平成24年度から授業による利用がなくなることから廃止するものです。

〈主な内容〉

◎条例からは削除されますが、当面、利用できます。

議案第11号 南会津町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

（施行日：公布の日）

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範

困について、一定の要件の下に兄弟姉妹への拡大及び災害援護資金の貸付けについて、東日本大震災の被災者への貸付けに対する償還期間、利率等に関し特例措置を講ずるため改正するものです。

議案第12号 南会津町立保育所条例の一部を改正する条例（施行日：平成24年4月1日）

南会津町立山口保育所及び南会津町立富田保育所を廃止し、南会津町立南郷保育所を設置するものです。

議案第13号 南会津町介護保険条例の一部を改正する条例（施行日：平成24年4月1日）

介護保険料については、介護保険制度の円滑な運営を行うため3年ごとに見直しを図ることとしており、平成24年度から平成26年度の3年間の介護保険給付サービスの見込額を算定し、それに見合う保険料に改定するものです。

なお、第5期の介護保険料については、平成24年度から平成26年度まで同額とするものです。

〈主な内容〉

	改正前	改正後
介護保険法施行令第38条第1項第1号に掲げる者	18,600円	24,000円
〃 第2号 〃	18,600円	24,000円
〃 第3号 〃	27,900円	36,000円
〃 第4号 〃	37,200円	48,000円
〃 第5号 〃	46,500円	60,000円
〃 第6号 〃	55,800円	72,000円

議案第14号 南会津町農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例

（施行日：公布の日）

農業委員会等に関する法律第7条第1項及び同施行令第2条の2の規定に基づく農業委員の選挙による委員の定数について、農業委員会からの提言に基づき4名削減するものです。

〈主な内容〉

◎ 改正前30人 → 改正後26人

議案第15号 南会津町町営住宅条例の一部を改正する条例（施行日：平成24年4月1日）

別表に団地名を加え、団地別に所在及び戸数を明確にするものです。

〈主な内容〉

◎ 改正前の条例には、所在地しか表示されていませんでしたが、「後原団地」、「会下団地」等町営住宅に名称を付けました。

議案第16号 南会津町町営住宅管理条例の一部を改正する条例

（施行日：平成24年4月1日）

公営住宅法の改正により、法で定めていた入居資格要件である同居親族要件が平成24年3月31日をもって廃止されます。現存する町営住宅は世帯向けに整備しており、広い住戸に単身者が入居するという不均衡を生じさせないため、引き続き同居親族要件を条例に附するものです。

また、入居者が負担する修繕費用に畳の表替えを明記するものです。

議案第17号 南会津町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

(施行日：平成24年4月1日)

別表中、特定公共賃貸住宅中川原団地の地番をほ場整備換地後の地番に改正するものです。

議案第18号 第2次南会津町総合振興計画の改定について

東日本大震災、特に東京電力第一発電所の事故に伴う放射線対策等を計画に盛り込みました。

議案第19号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

田島地域折橋 大竹康男氏の選任について同意しました。

議案第20号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

館岩地域湯ノ花 星 清信氏の選任について同意しました。

議案第21号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

伊南地域白沢 山内敏幸氏の選任について同意しました。

議案第22号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

南郷地域大橋 芳賀 勉氏の選任について同意しました。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

南郷地域山口 大桃幹一氏を適任であると認めました。

議案第23号 町道路線の廃止について

木伏地区の県営経営体育成基盤整備事業の完了により町道の用に供する必要がなくなった路線を廃止するものです。

議案第24号 町道路線の変更について

木伏地区の県営経営体育成基盤整備事業の完了により従前の町道路線の起点、終点を変更するほか、永田、中荒井地区の油燈下1号線の終点を変更するものです。

議案第25号 町道路線の認定について

県営経営体育成基盤整備事業により、新たに整備された木伏地区の路線及び県営一般農道整備事業により整備された針生地区の路線を認定するほか、公衆用道路として利用され公共性が高い新町地区と田部原地区の2路線を新たに認定するものです。

議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について

名称：南会津町川島交流センター 指定管理者：南会津町川島区

議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について

名称：南会津町チップ生産保管施設 指定管理者：伊南村森林組合

- 議案第28号 平成23年度南会津町一般会計補正予算(第11号)
- 議案第29号 平成23年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 議案第30号 平成23年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 議案第31号 平成23年度南会津町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第32号 平成23年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 議案第33号 平成23年度南会津町水道事業会計補正予算(第3号)
- 議案第34号 平成24年度南会津町一般会計予算
- 議案第35号 平成24年度南会津町国民健康保険特別会計予算
- 議案第36号 平成24年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第37号 平成24年度南会津町介護保険特別会計予算
- 議案第38号 平成24年度南会津町農林業集落排水事業特別会計予算
- 議案第39号 平成24年度南会津町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第40号 平成24年度南会津町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第41号 平成24年度南会津町水道事業会計予算

議案第42号 南会津町森林整備計画について

南会津町の適切な森林整備を推進するため、5年ごとに定める今後10年間の計画であり、南会津町議会基本条例の規定に基づき、議決したものです。

町における森林関連施策の方向性や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施業に関する指針等を定めるものです。

議案第43号 教育委員会委員の任命について

館岩地域穴原 芳賀朝美氏の選任について同意しました。

[委員会提出議案]

議案第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

政労使代表者からなる「雇用戦略対話」において、2020年度までの目標として、「早い時期に全国最低800円(時間額)を確保し、全国平均1,000円を目指す。」合意結果を目指し、現行658円の福島県の最低賃金の引き上げと早期発効を内閣総理大臣ほかに求めるものです。

2. 請願・陳情について

◎請願・陳情の方法

請願・陳情は、次の例により必要事項を記入し、事前に議会事務局に連絡の上、提出してください。

紹介議員は、請願について1名以上必要です。

陳情は、紹介議員は必要ありませんが、南会津町民に限ります。

平成 年 月 日

南会津町議会議長 へ

請願者（陳情者）の

住 所

氏 名

㊟

紹介議員

氏 名

㊟

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に関する請願（陳情）

1. 請願（陳情）の趣旨

3. 要望事項・地域事業等の現状について

4. 意見・提言等について